

矢作川総合第二期農地防災事業

明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区その 22 建設工事

現 場 説 明 事 項 (第 3 回変更)

東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積は、工事請負契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

- (2) 本工事の見積書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

2) 工事概要

特別仕様書（第3回変更）に示すとおり

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第3回変更）に示すとおり

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和6年8月5日16時までに書面（FAX可）をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所工事第一課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和6年8月6日16時までに書面により回答する。

(別紙－１)

契 約 に 係 る 事 項

1. 経費率について～5. 建設発生土受入地について
変更なしにつき省略
6. 見積対象外の作業について
削除
7. 貸与品について～11. 鋼板内巻工施工部の内空断面について
変更なしにつき省略
12. 歩掛調査及び間接工事費等諸経費動向調査
特別仕様書第14章に示す歩掛調査にかかる費用として以下に示す金額を見込んでいる。
 - ・ 水替工（小口径） 84,000円